

学校だより

平成29年度 NO. 7
横浜市立桂台中学校
平成30年2月6日発行

健康第一

校長 高橋 浩二

暦では「立春」を過ぎ、春となりました。立春は冬と春を分ける日「節分」の翌日といわれ「寒さがあけて春に入る日、いわば春の初日」と言われているそうです。しかし、地域による違いはありますが、横浜は1月から厳しい寒さが続き今後さらに本格的な寒さとなります。すでに昨年12月からインフルエンザが流行していますが、本校では皆さんの健康管理により大流行とはならず、3年生は願書の出願が、1、2年生は百人一首大会が無事終了しました。2月は、学年末試験、高校入試、横浜市学習状況調査と試験が続きますが万全な体調で試験に臨むよう、より一層の健康管理と「うがい・手洗い・早めの休養。咳エチケット（人に向かって、咳・くしゃみをしない）等」で予防に努めていきましょう。2月は28日間ということもあり、あっという間に過ぎてしまう印象がありますが、中学生にとっては大変大切な月になります。普段から「健康第一」を心がけましょう。

さて、職員玄関の様子が少しずつ変化していることに皆さんは気づいていますか？10年ごとの学校の変遷を写した航空写真に開校創立40周年の写真が加わり4枚となりました。また、美術部が作成した「ウェルカムボード」には本物と見間違えるほどの手作りの蝶が添えてあります。さらに、小学校からの継続である、「あいさつを大切にする」言葉の提示物や学校が様々な活動を通して実現をめざす、【真剣】【夢と希望】【貢献】という桂台中学校教育目標が掲げられています。職員玄関という学校の顔ともいえる場所がリニューアルされました。また、靴を履きかえるとき汚れたり冷たくなならないよう「すのこ」を用意する御もてなしのこころも忘れていません。

＝充実する図書館＝

今年度、学校図書館が充実しています。理由は3つあります。1つは、昨年度から着任した学校司書の武智久美子さんによる図書館の整備が進んだことです。学校司書は、教育委員会が採用している非常勤特別職の職員です。学校図書館の充実を図り、子どもの読書意欲の向上や情報活用能力の育成に寄与することを目的として、活動しています。図書館だよりで新刊本のリストの配布や国際平和や人権学習に合わせた特集記事の廊下掲示等々使いやすい図書館になりました。2つめは、図書委員の活躍です。ポップカードの作成によるお勧め本の紹介や見出しを付けた新聞の切り抜き掲示、ボランティアの方と協力して昼の放送で絵本の読み聞かせなども行い魅力ある学校図書館になりました。3つめは、オレンジの会の皆さまによる図書館の整備や装飾です。特に図書館の窓に装飾される掲示物は季節や年中行事に合わせたものが多く図書館が華やかになりました。それ以外にも様々な相乗効果で「充実する図書館」となりました。1日平均50名の生徒が利用し、20冊近く貸し出しが行われています。授業では国語・美術・家庭・英語・総合等の時間で各学年が利用しています。

＝平成29年度 第4回学校運営協議会＝

12月16日（土）第4回学校運営協議会が8名の委員の出席により開催されました。今回は、2学期の振り返り、「桂台中いじめ防止基本方針」についてや12月に実施した地域清掃について協議されました。

○2学期の振り返りについて

- ・11月の学校運営協議会の際もご意見・感想をいただいた授業参観やオレンジフェスティバルについて協議されました。
- ・桂台中の良い面と課題ある面について活発にご意見をいただきました。

○「桂台中いじめ防止基本方針」について

- ・いじめの未然防止及び早期発見の取組としては、
 - *長期休業あけに担任の先生と生活アンケートと教育相談を行っています。（年3回）
 - *長期休業前に生徒、保護者と担任より個人面談を行っています。（年2回）
 - *人権週間いじめ防止月間の取組の中で、いじめアンケートを実施しています。
 - *定期テスト前の教科相談の実施により、生徒の様子を確認しています。
- ・いじめ防止基本方針がうわべだけになっていないか。今後どのように活用していくのでしょうか。
- *まず1年間活用して振り返りをして、どうなっていくのかをどのように検証していくかが大切だと思います。年度当初、不登校、いじめ、の件数は学校として把握し、桂台中が努力している姿をわかるようにしてください。また保護者や地域の方々がいじめ防止基本方針がわかっているのが大切だと思います。保護者、地域に対して毎日やっていることをHPや学校だよりで発信し、アピールすることも大切だと思います。

＝今後の予定＝

- 2月 14,15,16日（水,木,金） ○1, 2年生2月定期テスト
23日（金） ○新2年生PAA保護者説明会
3月 9日（金） ○第40回卒業証書授与式
23日（金） ○修了式
24日（土）～4月4日（水） 春休み

生徒の皆さん、保護者・地域の皆さま

＝「桂台中学校いじめ防止基本方針」を改訂しました＝（裏面参照）

「いじめは絶対に許さない」！

「いじめられている子供を最後まで守り抜く」！

という姿勢で、いじめの問題に取り組みます。

平成29年10月に改定された「横浜市いじめ防止基本方針」を参考に、平成26年4月に策定した「桂台中学校いじめ防止基本方針」の見直しを行い、PTA運営委員会の皆さまや学校運営協議会の委員の皆さまからのご意見もいただき、平成30年2月に改訂しました。改訂版には、「いじめの定義」「学校の基本理念」「学校いじめ防止委員会の設置」「いじめの未然防止、早期発見・具体的な対処」等を明記し、今後も学校、保護者、地域、関係機関等が連携していじめ防止に取り組んでまいります。また、学校だよりによる周知の他に、学校ホームページに掲載します。毎年、入学時や各年度のはじめには再配布し周知を行い、年度末には点検・見直しを行います。

桂台中学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

平成30年2月1日改定

1 いじめ防止に向けた桂台中学校の考え方

○ いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

○ いじめ防止等に向けての基本理念

・いじめはどの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうるもっとも身近で深刻な人権侵害案件であることを認識しつつ、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう対策しなければならない。

・特定の子どもの問題とせず、どの生徒も被害者はもちろん、加害者になり得ることを認識しつつ、これを放置することがないように対策しなければならない。

・いじめを受けた生徒の生命および心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめのない社会実現に向け、学校、行政機関、保護者、地域などと相互協力して対策しなければならない。

○ いじめ防止のための基本的な方向性

・いじめとはどの生徒にも起こる可能性がある、最も身近で深刻な人権侵害案件としてとらえ、見逃さないための体制を強化する。

・相談体制を充実させ、学校と生徒、保護者、地域との信頼関係を確立する。

・自己有用感を高め、適切な人間関係を確立できるよう、コミュニケーション能力の育成を図る。

○ 桂台中学校いじめ防止基本方針策定の目的

桂台中学校いじめ防止基本方針は、上記のいじめの定義、基本理念、基本的な方向性をもとに、いじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、学校、保護者、地域が、協力しながらいじめ問題への対策を進め、生徒の健全育成を図り、いじめのない学校生活の実現を目指すことを目的とする。

2 組織の設置及び組織的な取組

○ 桂台中学校いじめ防止対策委員会の設置

・桂台中学校では、いじめ防止に向け「桂台中学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

・「桂台中学校いじめ防止対策委員会」の中心的役割は、連絡調整会が担い、必要に応じてスクールカウンセラー、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

○ 桂台中学校いじめ防止対策委員会の構成

・委員会は管理職、教務主任、各学年主任、生徒指導専任、養護教諭で構成する。

・必要に応じて学校カウンセラー、心理や福祉の専門家等、外部の専門家の参加を求める。

○ 桂台中学校いじめ防止対策委員会の運営

・「桂台中学校いじめ防止対策委員会」は月に1回以上定期的に開催する。

・いじめの疑いがある段階で、直ちに「桂台中学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

○ 桂台中学校いじめ防止対策委員会の役割

・いじめの早期発見、早期対応に向け、いじめを見逃さない体制づくりを行う。また教育相談などの情報収集活動を計画的に行う。

・いじめに関する情報の集約を行い、対処、措置についての判断を行う。また、対応するための体制づくりの中心的役割を担う。

・重大事態が起こった場合、中心となって調査、報告を行う。

・いじめ防止に向けた年間計画の作成とPDCAサイクルに基づいた検証を行う。

3 いじめの未然防止及び早期発見のための取組

○ いじめの未然防止への取組

・基本的な生活習慣の定着

具体的には…チャイム着席の徹底、大きな声であいさつ、人の話をきちんと聞く

・「わかる」授業づくりへの取組

具体的には…授業を見合う週間を活用した授業力向上、教科相談の有効利用

・自己有用感とコミュニケーション能力の向上

具体的には…目的を明確にした行事の運営、道徳教育の充実

・生徒会を中心とした自治活動の体制づくり

具体的には…モーニングクリーニングの定着、生徒朝会による呼びかけ運動、啓発運動

○ いじめの早期発見

・計画的な面談、教育相談、教科相談の実施

具体的には…各学期に行われる教育相談、面談に加え、テスト前後に行われる教科相談での聞き取りを行う。

相談活動の充実により、日ごろから生徒、保護者が相談しやすい雰囲気をつくる。

・日ごろの授業、学活、部活動での見とりの徹底

具体的には…毎朝の出席確認を呼名で行い、様子を見とる。

気になった生徒を学年の先生に必ず伝達する。

・定期的なアンケートの実施

具体的には…各学期に生活アンケートを実施し、12月にはいじめ解決一斉キャンペーンを実施する。

○ いじめに対する措置

・同一姿勢に基づいた対処

具体的には…組織内の共通理解を徹底する。

・迅速かつ柔軟な対応

具体的には…いじめの疑いがあった段階で、共通理解のもと、すぐに対応する。
生徒、保護者の状況に応じて対応方法の検討を行う。

・組織で対応する体制作り

具体的には…常に情報交換を行うことで、情報を組織が共有し、一部の教職員で抱え込まないようにする。
記録しやすいように、共通の書式を準備し、簡単に時系列などが確認できるようにする。

・判断と報告

具体的には…情報をもとにいじめの判断を組織が行う。
指導効果の状態によっては関係諸機関に報告ののち連携し、対応にあたる。
関係諸機関との連携は校長判断のもと、教育委員会との相談で決定する。

○ いじめの解消

・いじめの解消の条件

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめの行為が少なくとも3ヶ月(目安)止んでいること
- (2) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

具体的には…全職員で見守りを続け、上記要件が満たされた場合、生徒および保護者との面談を行い判断する。

○ 研修

・計画的な研修会の運営

具体的には…職員会議後、いじめ防止研修、指導力向上研修、自己理解、他者理解研修、道徳研修を行う。

○ 学校運営協議会の活用

・学校基本方針の評価、見直し

具体的には…いじめ防止への取組に対する評価を行い、PDCAサイクルに基づいた組織、活動の検討を行う。
必要に応じて基本方針の見直しを行う。

・必要に応じた情報提供と、地域への発信

具体的には…地域への啓発活動を行い、地域に根ざしたいじめ防止の風土づくりを行う。

○ 年間計画

月	相談活動	アンケート活動	行事	生徒会活動	教職員の取組
4月	教育相談	生活アンケート実施	入学式 保護者説明会 学年集会	生徒朝会 モニクリ	年間計画と重点指導内容等の確認 引き継ぎ いじめの定義・生徒理解研修会 学活時の呼名 気になる生徒の把握
5月			修学旅行 PAA		中学校ブロック定例会 学校運営協議会
6月	教科相談		体育祭		
7月	個人面談		横浜子ども会議桂台中ブロック会議		学校運営協議会
8月	教育相談	生活アンケート実施	横浜子ども会議		校内研修会
9月	教科相談				中学校ブロック定例会
10月	教科相談		オレンジフェスティバル		学校運営協議会
11月	教科相談				中学校ブロック定例会
12月	個人面談	いじめアンケート実施	人権週間 いじめ防止月間の取組		中学校ブロック定例会 学校運営協議会
1月	教育相談	生活アンケート実施			中学校ブロック定例会
2月	教科相談				年度末反省・見直し 学校運営協議会
3月				↓	年間の振り返り 新年度への引き継ぎ
年間					いじめ防止対策委員会

4 重大事態への対処

○ 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」(同項第2号)とされている。

○ 発生の報告

桂台中学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は直ちに教育委員会に報告する。

○ 重大事態が発生した場合

- ・重大事態が生じた場合、その調査、報告、対処、生徒、保護者への対応はすべて校長判断のもと、組織が中心となって行う。
- ・重大事態が生じた場合の報告は校長から教育委員会、必要に応じて関係諸機関へ行う。
- ・重大事態が生じた場合は必要に応じて関係諸機関への協力を要請する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

・いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要があると認められた場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、「桂台中学校 いじめ防止基本方針」を改定し、内容をあらためて公表する。